

養父市文化会館（仮称）整備基本計画策定業務

仕様書

平成 29 年 2 月 16 日

養父市

# 養父市文化会館（仮称）整備基本計画策定業務 仕様書

## 第1章 総則

（適用）

第1条 養父市文化会館（仮称）整備基本計画策定業務（以下「本業務」という。）に係る仕様を以下に定める。

（業務の期間）

第2条 委託業務の期間は、契約日の翌日から平成29年8月31日までとする。

（情報管理及び情報保護対策）

第3条 本業務で取り扱う情報については、個人情報はもとより、全ての情報については、委託期間中、委託期間終了後を問わず、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

（成果品の帰属）

第4条 本業務において収集した内容は全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

（その他）

第5条 受託者は、委託者と連絡を密にし、十分協議の上、委託者の指示に従わなければならない。また、本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

## 第2章 業務内容

（業務目的）

第6条 養父市文化会館（仮称）建設基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、養父市文化会館（仮称）整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に伴う業務を行うものとする。

（業務内容）

第7条 業務内容は以下のとおりとする。

### ①業務計画

本業務に関する契約図書、関連法令、基本構想等を十分に把握した上、業務実施方針、作業方法、作業工程等を検討し、業務計画書を立案・作成する。

### ②他事例調査

本施設と同等の文化会館について事例調査（3事例程度）を行い、建築・延床・敷地面積、フロア構成、各室の機能・規模、施設構成、付帯設備等について整理する。

### ③施設の規模・機能の検討

基本構想に基づき、また事例調査結果、市民等のニーズを参考に施設に必要

な機能を具体化し、施設構成・規模、フロア構成、付帯設備、建築・延床・敷地面積を検討する。

#### ④施設整備計画の検討

施設配置計画、ゾーニング計画、平面計画、設備計画、景観計画、駐車場等の配置及び動線等の検討、その他必要な検討を行う。

#### ⑤整備手法、概算事業費等の検討

施設の整備手法（従来型、DB方式、PFI等）の比較検討を行い、導入が望ましい整備手法を提案する。また、施設整備に要するスケジュール及び施設整備に要する概算事業費を算出する。

#### ⑥維持管理・運営手法の検討

目指す理念及び方針を実現するための維持管理・運営の方法（公設民営、指定管理、PFI、ボランティア活用等）を比較検討し、官民が連携した導入が望ましい維持管理・運営手法を提案する。

#### ⑦基本計画（案）の作成

以上の検討結果及び施設整備に向けての方針を整理し、基本計画（案）を作成する。基本計画（案）にはパースを2枚程度掲載する。

#### ⑧基本計画検討会議の支援

(ア)基本計画検討会議（以下「会議」という。）への出席（4回）

(イ)会議に用いる資料作成

(ウ)会議の支援、提案、アドバイス及び情報提供

(エ)上記以外に必要と認められること

#### ⑨業務報告書

本業務において検討した結果をとりまとめた業務報告書を作成する。

#### ⑩打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間時2回、納品時の計4回とするが、必要と認められる場合には打合せ協議を行う。

### 第3章 成果品

(成果品)

成果品は、以下のとおりとする。

- ・業務報告書 1部（A4）
- ・養父市文化会館（仮称）整備基本計画（案） 30部（A4、クリアファイル製本）
- ・上記電子データ 2部